

宝塚市「赤ちゃんの駅」設置事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児を抱える保護者の子育てを応援する取り組みの一環として、外出中に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換ができる施設を宝塚市「赤ちゃんの駅」(以下「赤ちゃんの駅」という。)として登録し、その所在を広く周知するとともに設置を促すことにより、安心して外出できる環境を整え、もって、子育てにやさしい街づくりを推進することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 赤ちゃんの駅を利用できる者は、授乳又はおむつ交換の必要がある乳幼児連れの保護者等とする。

(登録施設基準)

第3条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、市内の公共施設及び商業施設など、不特定多数の人が利用できる施設で、次の各号の基準を満たす施設とする。

- (1) 利用者が外部の目を気にせずに授乳できる設備があること。
- (2) ベビーベッド、おむつ交換台その他これらに準ずる設備があること。
- 2 遊興飲食させる店舗や風俗店など、青少年の健全な育成を妨げる施設でないこと。
- 3 暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設でないこと。

(登録方法)

第4条 赤ちゃんの駅の登録を希望する施設は、赤ちゃんの駅登録申請書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは速やかに審査し、前条の規定を満たす施設と認めるときは、赤ちゃんの駅として登録し、赤ちゃんの駅登録通知書により通知するとともに、赤ちゃんの駅掲示物を交付するものとする。

(登録変更等)

第5条 登録施設管理者は、登録した内容の変更又は登録を廃止しようとするときは、赤ちゃんの駅内容変更・廃止届を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、登録施設が登録基準を満たさないことが明らかになったとき又は登録施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

(施設の管理及び利用の制限等)

第6条 登録施設の管理者は、赤ちゃんの駅をその責任において管理するものとし、利用者の安全確保について十分な注意と配慮を行うものとする。

- 2 登録施設の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、赤ちゃんの駅の利用を制限し、又は利用者に退去を命ずるなど必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、支障があると認められるとき
 - (2) 利用者が登録施設管理者の指示に従わなかったとき

- (3) 臨時的に施設を休業するとき
- (4) その他施設管理上の支障があるとき
(表示)

第7条 登録施設管理者は、施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に、交付を受けた赤ちゃんの駅掲示物を掲示し、適正に管理するものとする。
(実施状況報告等)

第8条 市長は、登録施設管理者に対して、必要に応じ実施状況について報告を求めることができるものとする。

- 2 市長は、必要に応じ、登録施設の現状を確認することができる。
(広報等)

第9条 市長は、市のホームページや刊行物への掲載等により、登録施設を市民に広く周知するものとする。

- 2 登録施設は、商品及び企業広告に登録施設である旨を表示することができる。
(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年(2012年)10月10日から施行する。
(旧ガイドラインの廃止)
- 2 宝塚市赤ちゃんの駅実施ガイドライン(平成21年12月3日施行。以下「旧ガイドライン」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際、現に旧ガイドラインにより、市長に対してなされている登録申請は、この要綱の相当規定により市長に対してなされた申請とみなす。